

# 特性試験業務規程

## (目的)

第1条 本規程は、携帯端末登録修理協議会(以下「協議会」という。)が電波法(昭和25年法律第131号)法第38条39第1項及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の規定による修理の確認において実施する特性試験に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (業務時間)

第2条 特性試験の業務を行う時間は、以下のとおりとする。  
午前9時30分から午後17時まで

## (休日)

第3条 休日は、次のとおりとする。

- 1 土曜日、日曜日、祝祭日
- 2 12月29日から1月3日まで
- 3 上記の休日以外に協議会が定めた日

## (業務を行う事業所の所在地)

第4条 特性試験の業務を行う事務所は以下のとおりとする。  
東京都港区六本木1-4-5 アークヒルズサウスタワー

## (特性試験の実施)

第5条 協議会が実施する特性試験の業務は、会員からの申込みにより、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電波法登録修理業者規則第2号に定める特性試験を受託する。
- (2) 電気通信事業法端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第45条に定める試験を受託する。
- (3) その他、登録申請、登録後に制度上必要とされる事項に関する指導・助言を行う。

## (業務の申込み)

第6条 特性試験を委託しようとするものは、別紙様式により申し込むものとする。

## (手数料)

第7条 特性試験の実施手数料は、理事会で別途定める。

(手数料の収納方法)

第8条 申込者は、請求書の受領後1ヶ月以内に当協議会指定の銀行座へ振り込む。

(特性試験データ取得の委託)

第9条 協議会は、特性データの取得のため、「電波の特性試験を行う指定測定業者の登録規程」により、登録された指定測定業者に委託することができる。

(委託料)

第10条 特性試験データ取得のための委託料は、理事会で別途定める。

(試験結果の判定と通知)

第11条 試験の結果については、特性試験結果報告書にて申込者へ通知する。

(測定器の較正)

第12条 指定測定業者は、特性試験データ取得に使用する測定器の較正状況を毎年1回、協議会に報告する。

(監査)

第13条 協議会は、指定測定業者が取得した特性試験データに疑義が生じた場合には、監査を行うことができる。

(無線従事者の配置)

第14条 無線従事者は、事務所に1名以上配置する。

(秘密の保持)

第15条 協議会役員、無線従事者、職員及びその職にあたった者は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(試験結果の管理と保存)

第16条 試験結果は、管理が適切に行うことができる事務所内の専用の場所で保管を行う。また、電磁的記録により作成された試験結果は電磁的記録により保管する。

(その他)

第17条 協議会は、本業務規程で規定する外、新たに必要な事項が生じた場合は、理事会で決定する。

附則

- 1 この規程は、平成 28 年 1 2 月 2 2 日から施行する。

別紙

携帯端末登録修理協議会 御中

受領印

特性試験申込書

試験申込日 2016 年 XX 月 XX 日

見積書 No.

2016-XXXX

下記の内容にて試験を申し込みます。(太枠内をご記入下さい)

1.利用会社名					
所属部課名					
担当者氏名				E-mail	
住所	〒				
	Tel		内線		Fax
2.請求先会社名 <sup>※</sup>					
所属部課名					
担当者氏名				E-mail	
住所	〒				
	Tel		内線		Fax

※ 利用会社名と請求先会社名が違う場合はご記入お願いします。

3.予約区分	<input type="checkbox"/> 新規登録申請 <input type="checkbox"/> 定期試験				
	特別特定無線設備の修理に係る特性試験 電波法 及び 電気通信事業法				
4.試験日程希望日	年 月 日 (特性試験完了予定は端末受領後 1 週間です)				
5.特別特定無線設備の型式及び名称	記載例: A 1 6 8 8 (iPhone6s) *型番のみでもよい ・ ・				

6.端末送付方法	受付時： <input type="checkbox"/> 持ち込み / <input type="checkbox"/> 宅配発送（弊社到着予定日： 月 日 運送業者： ） 発送時： <input type="checkbox"/> 直接引取 / <input type="checkbox"/> 宅配発送（元払いの場合 別途、費用が発生いたします）
7.備考	

（保管期間： X X年）